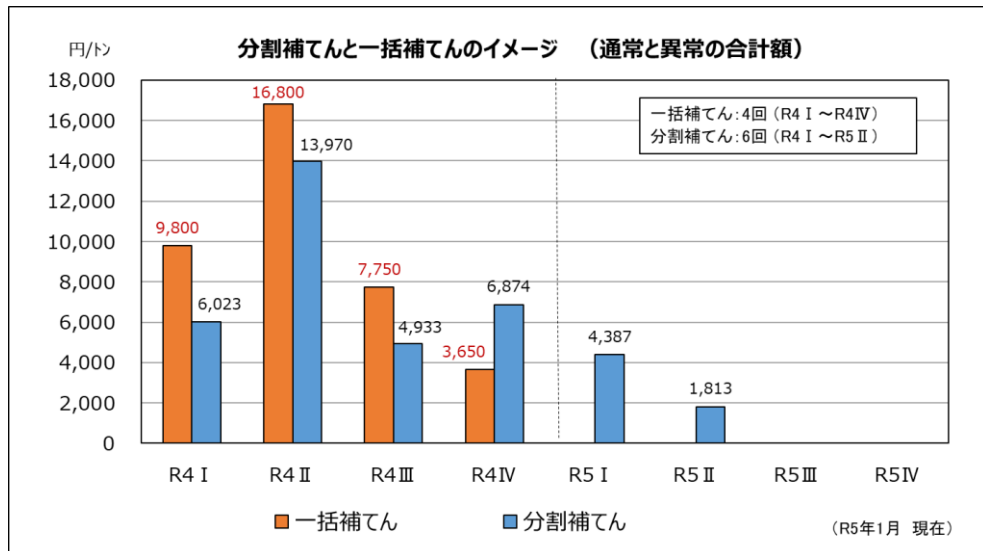


## 補てん金の「分割支払い」について

このたびの飼料原料価格の高騰に対応した補てんにつきましては、借り入れによる補てん支払を行わざるを得ない状況となっています。しかしながら、多額の借入金と返済の長期化は好ましいことではありません。

このため、全日基は、令和4年度の通常補てん金支払いについては分割して交付することとし、これにより借入金を極力圧縮して生産者の皆様の負担を軽減していくこととしております。



(注) 一括及び分割補てん額は全日基による試算値 (令和5年1月現在)

### ① 分割補てんでも最終的には一括補てんと同額が支払われます。

一括補てんは4回補てんされますが、分割補てんでは令和4~5年にかけて6回の補てんとなる見込みです。交付回数は2回増えますが、分割交付と一括交付の補てん総額は最終的に同額となります。

### ② 分割補てんでは、令和5年度についても補てん金が交付されます。

分割補てん単価は、第1~3四半期は一括補てんを下回りますが、第4四半期になると一括補てんを上回って補てんされる見込みです。

また、令和5年度については、一括補てんでは補てんは無くなりますが、分割補てんではさらに2四半期分延延して補てん金が交付される見込みです。

### ③ 第3四半期には補てん制度による補てん金のほかに「特別補填金」が交付されます。

補てん制度による補てん金に、同時期(2月)に交付される配合飼料価格高騰緊急特別対策事業の特別補填金(6,750円/ト)を加えれば、一括補てんで14,500円/ト、分割補てんで11,600円/ト程度となる見込みです。

### ④ 分割補てんにより借入必要額が約7割に圧縮されます。

一括でも分割でも借り入れによる補てんは避けられませんが、分割払いにより借入必要額を一括の場合の約7割まで圧縮できる見込みです。

そのため、一括支払いよりも返済期間を短縮することが期待できます。

また、償還に伴う積立金の実質的な目減りの回避や80%ルールの早期解消につながっていきます。